

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都港区芝浦 3 丁目 4-1
工事等の名称	松戸市介護扶助適正化事業業務委託
工事等の場所	松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所内
種 別	委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契約金額	13,147,200 円
工事等の概要	生活保護受給者のうち、要介護又は要支援状態にあり、現在、介護扶助の適用を受けている者、又は今後適用を受けようとしている者の居宅介護支援計画及び介護予防支援計画や介護サービスの実施状況を把握、検証等を行うことにより、介護扶助の適正化を図る。
随意契約の理由	本事業は各介護支援事業者のケアマネジャーが作成した居宅介護支援計画書（ケアプラン）の精査及び必要な福祉用具・住宅改修の検証等を行うため、介護についての知識と介護保険制度の他、生活保護法に優先される他法や他施策に精通し、サービス提供ケアマネジャーからの質問や相談に対応できる指導力のある介護支援専門員の配置が必要となります。介護保険制度の充実とともに介護支援専門員の需要が高まり、平成 20 年 10 月 1 日より当該事業者には業務を委託しました。 当該事業者の介護支援専門員は、介護保険制度のみならず障害者総合支援法や各施策にも精通しております。更に、介護保険課・障害福祉課等の松戸市独自の制度及び給付事業についても熟知しており、このような介護支援専門員が、居宅介護支援計画書（予防を含む）を精査し、被保護者の状況に即した介護サービスの導入等について検証を行い、不必要なサービスの削減を行なうことが、介護扶助費の削減とともに被保護

	者の自立の助長に繋がっています。 また、被保険者以外（40 歳以上 65 歳未満の医療保険未加入者）の他法他施策の優先活用・移行については、居宅支援事業者にとって手間がかかる上、利益とならないため消極的になりますが、丁寧な制度説明、移行手続きの補助を行うことにより、障害福祉サービス等の活用を促進させ、介護扶助費の削減に大きく事業実績を上げています。加えて、介護サービス事業所及びケースワーカーへの的確な助言と指導も高く評価できます。 よって、本市において数多くの事例を経験している当該事業者に委託することが事業の効果をさらに高めるものと思慮されることから、上記事業者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約するものです。
--	--